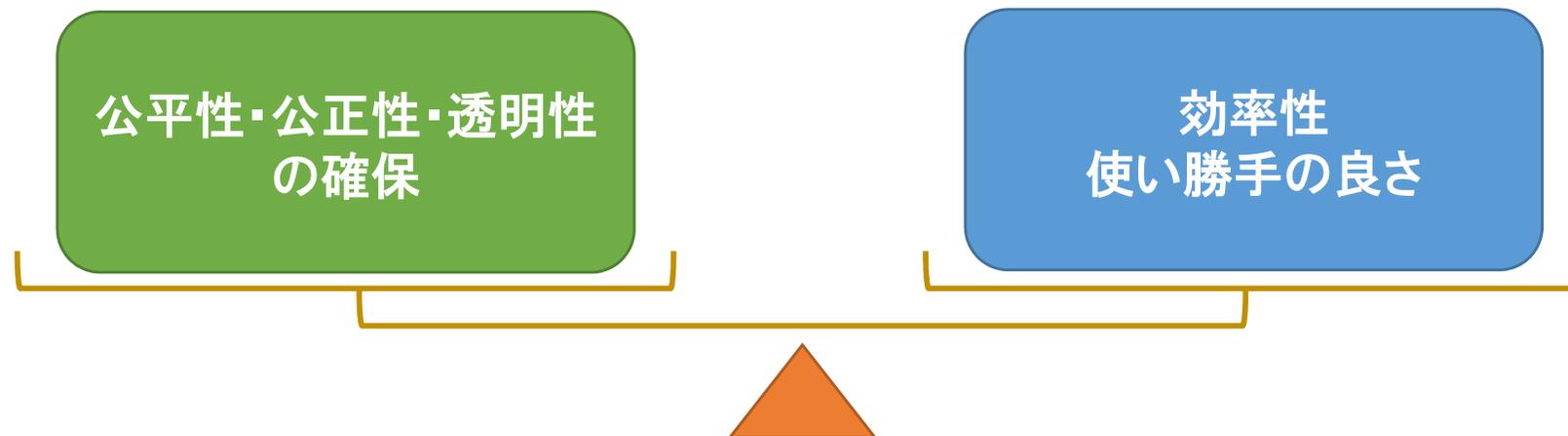


# 地域共生策の実施に係る基金の造成について

## 【考え方の整理】

基金の設置に関して、自治体に設置するか、自治体以外に設置するかという違いはあっても、**公平性、公正性、透明性の確保**は必須である。

一方で、事務処理が煩雑だったり、処理に時間がかかりすぎれば使い勝手が悪くなり、不都合が生じることも考えられ**効率性が阻害**される。そのあたりのバランスが取れるような体制としたい。



## ◆基金設置について

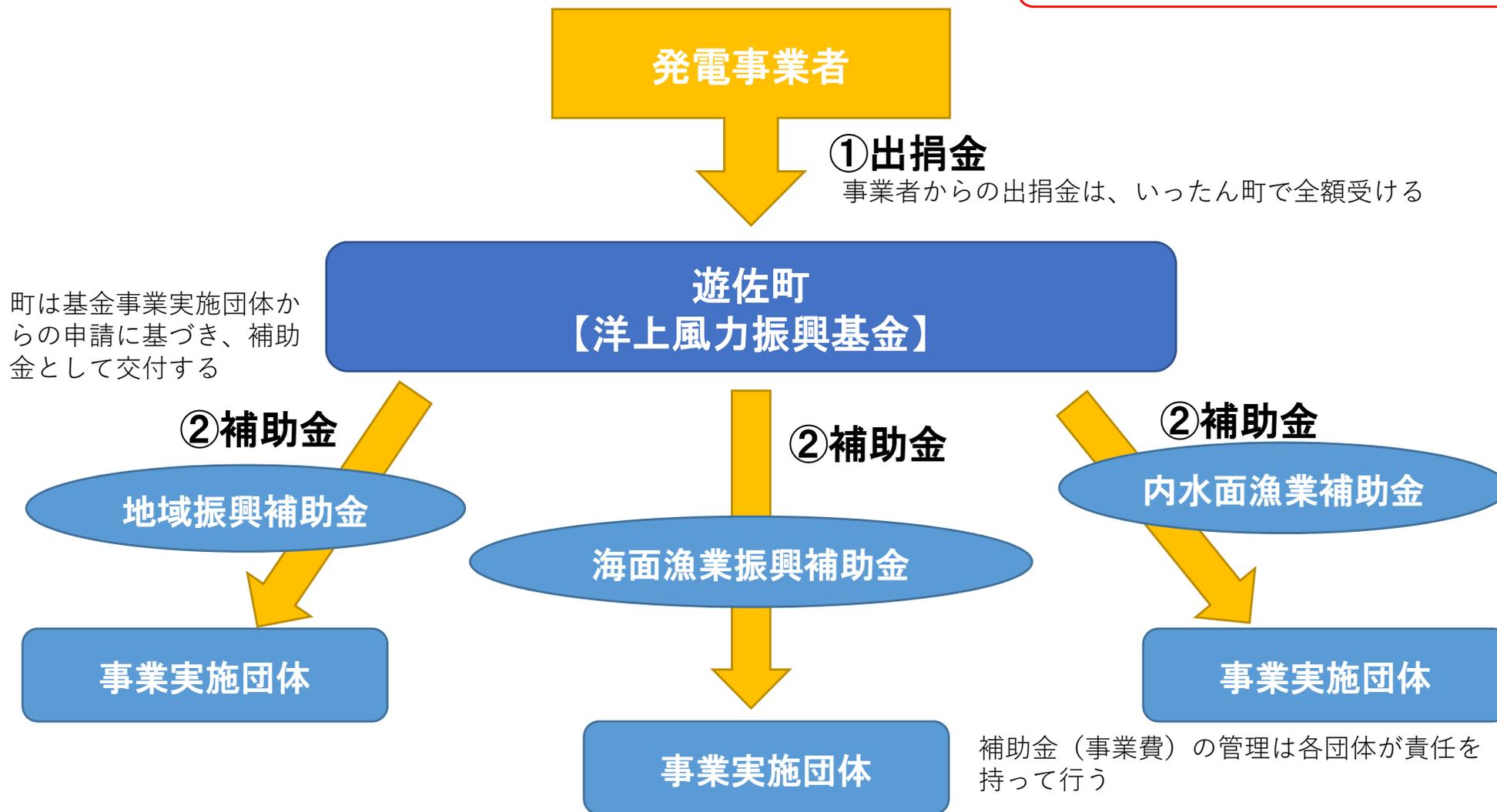
なお、**基金は町に設置する**ことを前提に今後検討していく。

先行する他地域の設置状況を見ると、自治体以外に基金を設置している事例は少ない。  
(自治体で基金を設置し、そこから基金事業を行う団体等に対し、補助金として交付しているケースが多い)

# 地域共生策の実施に係る基金の造成について

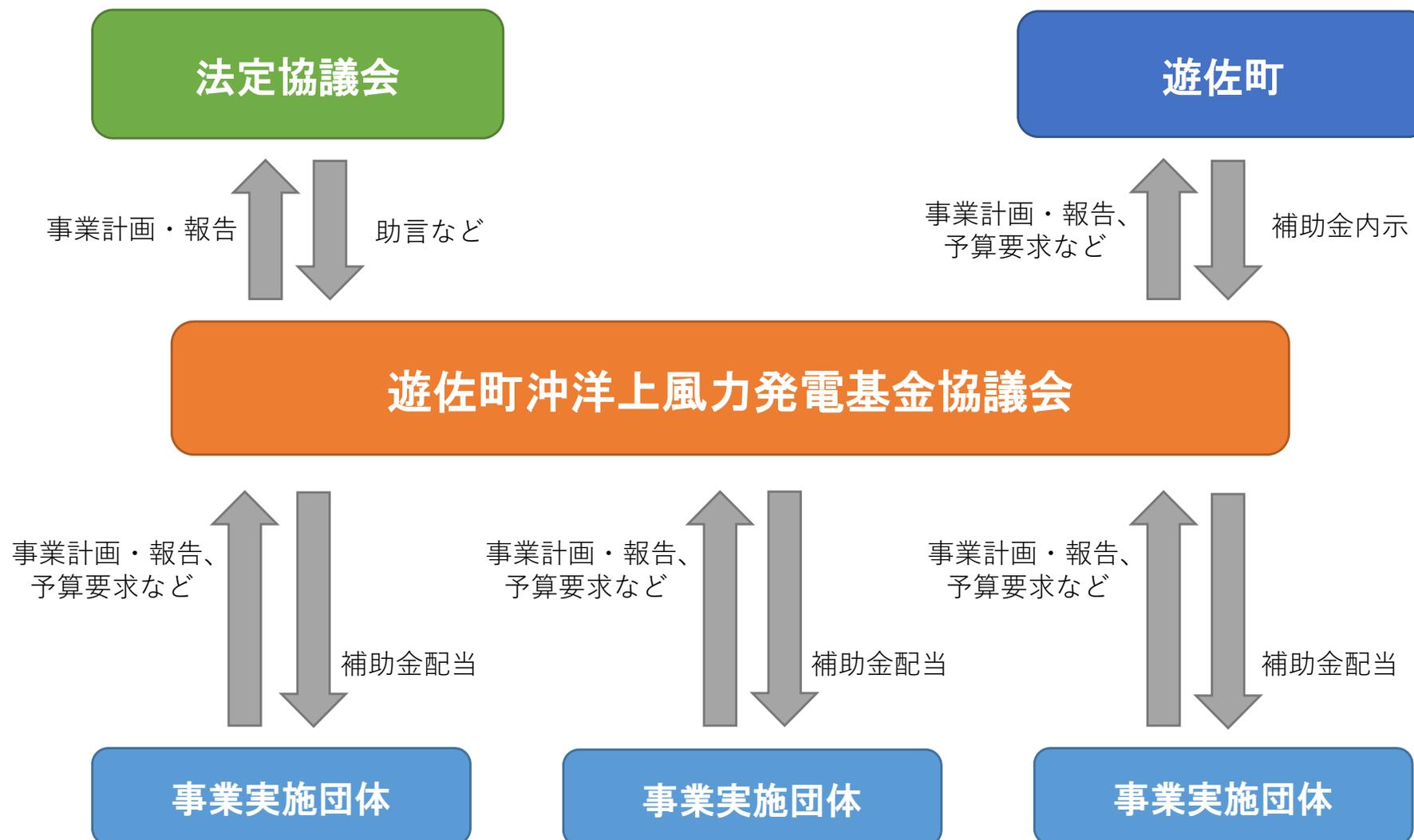
## 【基金(出捐金)の流れについて】

注意！ この資料内の基金や団体名称などはあくまで仮のものです



# 地域共生策の実施に係る基金の造成について

## 【基金事業の運営・検討について】



# 地域共生策の実施に係る基金の造成について

## 【基金設置時期について】

町に基金を設置するために**条例の制定等**の作業が必要なので、事業者を含め基金の出捐方法について協議したうえで、法定協議会への報告も考慮し、**令和7年度中に設置**する方向で考えている。

## 【今後の課題・検討事項など】

- ・基金の用途の透明性などを担保するために、事業実施団体における**事務局体制**や**監査体制**をしっかりと整えることが重要。
- ・**基金協議会の持ち方、体制**に関しても今後事業者も含め検討していく。  
(任意団体・協議会で良いか、法人化する必要があるかなど)
- ・基金事業は、「協議会意見取りまとめ（R5.3.29）」にあるとおり、発電事業者と地元の「共存共栄」の達成のために“協調策”に取組み、“振興策”を展開していく考えに基づき、**発電事業者と地元が一体となって**取り組んでいくものである。よりの一層の関係者間の合意が大切である。